



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 1
- 事業の認定（用地課） 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3

公 告

- 狩猟免許試験の実施（自然保護課） 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所） 5

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立八重山病院） 6

監査委員事項

- 定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づく改善措置状況の通知に係る事項の公表 6

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定 24

告 示

沖縄県告示第284号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年 6 月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字恩納嘉真良2767番・字恩納万座2871番・字恩納横岳3055番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 潮害の防備
 - (3) 解除の理由 公共施設用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字恩納万座2871番・字恩納横岳3055番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第285号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成30年 6 月22日

- 1 起業者の名称 中城村
- 2 事業の種類 中城村役場新庁舎建設事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 中城村字当間地内
- (2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

中城村役場新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である中城村が事業主体となっており、起業地内に新庁舎を整備するものであり、法第3条第31号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

中城村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

現在の中城村本庁舎は、昭和40年に建築され、建築後約53年が経過し、建物の老朽化や耐震性の不足といった問題が生じている。また、バリアフリーへの対応が十分ではなく、人口増による行政事務や職員数の増加に対しこれまで第2庁舎の購入や増築を重ねて対応してきた結果、行政機能が分散し、施設の狭あい化が進み、村民の利便性と行政効率の低下を招いている状況にある。

本件事業は、このような状況に対応するため「中城村第四次総合計画」に基づき計画されたものであり、起業地に新庁舎を建設するものである。

本件事業の施行により、来庁者及び職員の安全性が確保されるとともに、災害発生時における行政機能の維持及び迅速な復旧活動支援の実施を可能とするなど、防災拠点機能の強化が図られ、村民の安心安全の確保に寄与することが認められる。また、バリアフリーへの対応や施設の狭あい化といった問題も解消され、村民の利便性の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されていないが、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、村民の利便性、防災拠点としての機能の確保等を考慮し、社会的及び経済的な観点から4案を比較検討した結果、最も合理的な案を採用している。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、現庁舎は、建物の老朽化や耐震性の不足により、安全面の確保や災害発生時における防災拠点機能の役割を果たすことが困難な状況となっている。また、施設の狭あい化等により村民の利便性を低下させていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全ての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を

充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 中城村都市建設課

沖縄県告示第286号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 読谷村地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成30年6月4日から平成31年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年6月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
平成30年9月14日（金曜日） 午前9時から午後6時30分まで	沖縄県庁4階講堂	那覇市泉崎1丁目2番2号
	沖縄県八重山合同庁舎2階大会議室	石垣市宇真栄里438番地1

- 2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を平成30年8月1日（水曜日）から同月31日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までに沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）に提出すること。
- 3 その他 詳細については、沖縄県環境部自然保護課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年6月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
- (2) 商号名 沖縄菱電ビルシステム株式会社
- (3) 代表者名 神尾健二
- (4) 所在地 那覇市久茂地1丁目3番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-25）第9454号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業及び塗装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月23日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 具志堅アルミ工業
(3) 代表者名 長堂俊春
(4) 所在地 本部町字具志堅289番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30)第13394号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年4月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 株式会社沖縄イグトー
(3) 代表者名 荒川啓次郎
(4) 所在地 南城市佐敷字津波古978番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第4791号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年4月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 有限会社登竜土建
(3) 代表者名 金城竜
(4) 所在地 那覇市首里末吉町2丁目117番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第8257号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月1日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 b r a i n w o r k s I . R . I 入
(3) 代表者名 入稻福享
(4) 所在地 那覇市字上之屋331番地4 B-401
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第12298号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 大城建装
(3) 代表者名 大城敏夫
(4) 所在地 南風原町字与那覇440番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第6220号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 有限会社とよさき
(3) 代表者名 瀬底清進
(4) 所在地 豊見城市字我那覇200番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12570号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 アラカキ建設
(3) 代表者名 新垣善勇
(4) 所在地 南風原町字与那覇548番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第5306号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 たから硝子店
(3) 代表者名 高良隆
(4) 所在地 那覇市字安里133番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第8734号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 有限会社三栄産業
(3) 代表者名 島袋榮輝
(4) 所在地 うるま市字兼箇段306番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第10357号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月9日付けで、建設業法第12条に基づき鉄筋工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成30年5月31日
(2) 商号名 有限会社末吉電水工業
(3) 代表者名 末吉久志
(4) 所在地 名護市大北四丁目12番6号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第3345号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月22日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年9月1日 沖縄県指令土第696号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原砂川原422番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市安謝1丁目13番19号エミメントひろ210 米須健
- 5 検査済証番号 平成30年6月7日 第4488号
- 6 工事完了年月日 平成30年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月22日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月26日 沖縄県指令中土第428号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市宮城六丁目1370番1ほか10筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市字城間2008番1号 株式会社ローソン沖縄 代表取締役古謝將之
- 5 検査済証番号 平成30年5月7日 C第359号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成30年6月22日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年8月21日 沖縄県指令中土第2634号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町上原一丁目13番14及び13番25
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町上原一丁目12番地の13 合同会社大一運送 代表社員大城盛和
- 5 検査済証番号 平成30年5月16日 C第360号
- 6 工事完了年月日 平成30年4月10日

病 院 事 業 局 事 項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成30年6月22日

沖縄県立八重山病院長 篠 崎 裕 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 汚物容器洗浄装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市字大川732番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成30年4月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 契約金額 44,604,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第7号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年6月22日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	西	銘	純	恵

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

（平成23年度監査結果報告分）

- 1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

心身障害者扶養共済事業費負担金の未収金については、財務規則で定められた滞納整理票を作成する必要がある。(障害福祉課)

(2) 講じた措置の内容

平成29年度において、全滞納者について滞納整理票の作成が完了した。今後は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)に基づき、適正な債権管理に努める。

(平成28年度監査結果報告分)

【各部局共通】**1 予算執行何に係る事務が適正でなかったもの**

(1) 指摘の内容

予算執行何に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 予算を執行しようとするときは、予算執行何を行う必要があるが、なされていなかったり、入札等の業者選定後や納品後等に行われていたもの

- ・総務部(名護県税事務所)
- ・環境部(動物愛護管理センター)
- ・保健医療部(衛生環境研究所)
- ・農林水産部(宮古農林水産振興センター農業改良普及課及び八重山農林水産振興センター農業改良普及課)
- ・企業局(久志浄水管理事務所)
- ・病院事業局(南部医療センター・こども医療センター)

イ 予算執行何における執行予定額を上回る支出がされていたもの

- ・病院事業局(中部病院)

ウ 予算執行何に執行予定額の記載がなかったり、誤った額を記載していたもの

- ・病院事業局(南部医療センター・こども医療センター及び精和病院)
- ・教育庁(宜野湾高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、予算執行何に係る事務について、沖縄県財務規則、沖縄県企業局会計規程(昭和47年企業局管理規程第7号)、沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号)、その他関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

支出負担行為に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 請負契約又は購入契約に係る支出負担行為の決議は、契約を締結するとき、見積書、契約書案等の必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、契約期間終了後又は納品後に行われていたもの

- ・保健医療部(保健医療総務課及び衛生業務課)
- ・農林水産部(流通・加工推進課)
- ・病院事業局(中部病院及び南部医療センター・こども医療センター)

イ 請負契約又は補助金の支出負担行為の決議は、契約を締結するとき又は交付決定をするときに、必要書類を添付した支出負担行為書によってしなければならないが、大幅に遅れていたもの

- ・農林水産部(流通・加工推進課)
- ・商工労働部(企業立地推進課)
- ・病院事業局(南部医療センター・こども医療センター)

ウ 変更契約に係る支出負担行為書が保存されておらず、確認ができなかったもの

- ・病院事業局(中部病院)

エ 同一業者との2件の請負契約の支出負担行為の決議が、業務完了後に1件の支出負担行為として行われていたもの

- ・病院事業局(南部医療センター・こども医療センター)

オ 請負契約において、実際の契約額と異なる誤った額を支出負担行為書に記載していたもの

- ・病院事業局(南部医療センター・こども医療センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、支出負担行為に係る事務について、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【知事公室】

1 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、当該所属に採用される以前に他の所属において育休任期付職員として勤務した期間を在職期間に算入していなかったため、258,020円の不足払いとなっていた。(防災危機管理課)

(2) 講じた措置の内容

期末手当及び勤勉手当の不足払いについて、関係課と確認を行い、支給処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例(昭和47年沖縄県条例第53号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【総務部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

ア 県税 (円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成28年度	124,149,688,349	122,452,429,960	169,267,945	1,804,553,796	98.6
平成27年度	117,583,074,701	115,563,248,601	178,545,201	1,955,777,006	98.3
対前年度比	105.6	106.0	94.8	92.3	—

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

事 項 収入未済額 調定額に対する 収入未済額の 対前年度増加率

イ 土地貸付料 47,655,597円 6.3% △13.2% (管財課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の78.7パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施した。

(ア) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(イ) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令(平成19年度以降)、実務研修生の受入れ(平成21年度以降)、地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収(平成17年度以降)、共同催告などの支援を行っている。

(ウ) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、特別徴収制度の適正実施の促進を図っている。

(エ) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や事例研究会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料について、引き続き債権管理回収業者へ委託し、徴収の強化を図るとともに、随時、電話催告及び納入指導を行った。徴収困難な事案については、滞納催告集中期間を設定し、催告及び納入指導を行った。また、長期高額滞納者については、呼出しによる個別面談を行い、催告及び納入指導を行った。

2 手当の事後確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

扶養手当の認定事実の事後確認において、別居する扶養親族への送金の事実を確認する書類として、口座の写しが提出されているが、当該口座の入出金の状況から客観的な送金の事実を示す書類とはいえず、扶養事実の証明として適正でないにもかかわらずこれを認めていた。

(行政管理課総務事務センター)

(2) 講じた措置の内容

追加書類の提出などにより扶養の事実を十分に確認し、継続認定とした。指摘後、手当の事後確認について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、30,000円の過払いとなっていた。

(行政管理課総務事務センター)

イ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤って算定したため、130,032円の不足払いとなっていた。

(那覇県税事務所)

ウ 特殊勤務手当の支給を受ける職員が時間外勤務手当の支給を受ける勤務を行った際に、時間外勤務手当等特例実績簿が作成されず、加算額(3名分11,875円)が支給されていなかった。

(八重山事務所総務課)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当及び時間外勤務手当の不足払い並びに単身赴任手当の過払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

交際費について、資金前渡の精算及び返納が7か月以上遅れていた。

(東京事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予定価格に係る事務が適正でなものが次のとおりあった。

ア 宮古合同庁舎非常用発電機修繕(執行予定額1,652,184円)について、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

(宮古事務所総務課)

イ 長期継続契約である昇降機保守点検業務(契約期間の総額2,177,280円)において、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。

また、3年間の契約であるにもかかわらず、1年分の見積書しか取っていないかった。

(宮古事務所総務課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県新予算編成支援システムの機器等の更新に伴うシステム環境の構築等の業務委託(執行予定額51,563,520円)において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に基づき、随意契約の相手方を決定したときは契約者名等を公示しなければならないが、なされていなかった。

(財政課)

(2) 講じた措置の内容

速やかに契約者名等を公示した。指摘後、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

自動車取得税・自動車税申告書(軽自動車用)(執行予定額1,967,396円)及び自動車取得税・自動車税申告書(報告書)(執行予定額2,139,205円)の2件の印刷について、一括して入札に付することが可能であるにもかかわらず、同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(税務課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して入札等を行うなど、経済的な予算執行に努めている。

8 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県新地方公会計システム構築委託業務で取得したハードウェア及びソフトウェア一式（取得金額2,800,007円）について、備品登録が行われていなかった。（財政課）

(2) 講じた措置の内容

速やかに備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

【環境部】

1 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

米軍基地地図情報データベース化業務委託で取得したハードウェア及びソフトウェア一式（取得金額1,582,902円）について、備品登録が行われていなかった。（環境政策課）

(2) 講じた措置の内容

速やかに備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

【子ども生活福祉部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 生活保護費返還金	122,517,206円	49.9%	17.6%
（福祉政策課及び各福祉事務所）			
イ 母子父子寡婦福祉資金			
貸付金元利収入	125,194,811円	53.1%	△13.9%
違約金及び延納利息	2,873,424円	66.2%	79.9%
（青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所）			
ウ 児童扶養手当返還金	45,524,098円	79.7%	1.6%
（青少年・子ども家庭課）			

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、本庁及び各福祉事務所との意見交換及び情報共有を行い、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づいた適切な債権管理を推進している。また、中部及び南部福祉事務所において債権管理適正化調査員を配置するなど、組織体制の強化を行い、債務者の収入状況の早期把握や、納付指導等に努めた結果、平成30年3月31日時点において、2,241,028円を回収するとともに、21,084,091円を履行延期承認し、7,689,423円を不納欠損処理した。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入等について、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づき、適切な債権管理に努めている。また、償還率の改善を推進するため、口座引き落としを利用した納付の促進、債権回収会社への委託、各福祉事務所間の情報共有・連携等の取組を行った結果、平成30年3月31日時点において、17,283,214円を回収するとともに、1,151,839円を履行延期承認し、1,903,890円を不納欠損処理した。

ウ 児童扶養手当返還金について、手当受給者に対して必要な届出の周知及び受給者の異動状況把握を町村と連携して行い、債権発生 of 未然防止に努めている。また、滞納者に対しては、児童扶養手当返還金債権管理マニュアルに基づき、督促状の発出、電話、訪問等の催告を行った結果、平成30年3月31日時点において、90,000円を回収するとともに、2,210,280円を履行延期承認し、3,741,460円を不納欠損処理した。

2 支出の年度区分が誤っていたもの

(1) 指摘の内容

介護認定審査判定委託料の支出について、履行のあった日の属する平成27年度の予算で支出すべきであったが、平成28年度の予算から支出していた。（南部福祉事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 勤勉手当の支給に当たって、産前・産後休暇に引き続き育児休業を取得したことにより、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、105,795円の過払いとなっていた。(青少年・子ども家庭課)

イ 扶養手当及び期末手当の支給に当たって、扶養手当の支給額の改定による戻入処理をするべき期間を誤ったため、37,125円の過払いとなっていた。(青少年・子ども家庭課)

(2) 講じた措置の内容

勤勉手当、扶養手当及び期末手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

腸内細菌検査(執行予定額77,760円)の契約において、見積書を徴取する必要があるが、徴取していなかった。(女性相談所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

備品台帳に登載されている物品について、所在が不明となっているものが多数(234件27,640,846円)あり、台帳管理が適正に行われていなかった。(北部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

備品台帳と現品を照合し、台帳への登録を行うとともに、所在不明のものについては、経緯を確認し、適正に処理した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

6 債権の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

母子修学資金の借用書原本が借受人にわたり、適正に管理されていないものがあった。

(八重山福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

借受人に借用書を提出させた。指摘後、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年沖縄県規則第28号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 公用車の事故報告がされていなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車を運転中の交通事故について、必要な報告等がされていなかった。(中部福祉事務所)

(2) 講じた措置の内容

亡失損傷報告書等を提出した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【保健医療部】**1 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの**

(1) 指摘の内容

研究者として職員個人が外部機関から交付を受けた科学研究費補助金等のうち、間接経費(17件5,910,000円)については、県の歳入歳出予算として処理しなければならないが、これをせずに別途専用銀行口座で管理し、当該口座から支出を行うなどの不適切な会計処理を行っていた。(看護大学)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、地方自治法等に基づき、平成30年度から当該間接経費を県の歳入歳出予算として計上した。

2 給与が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過払いとなっていたものが次のとおりであった。

ア 通勤手当の支給に当たって、産前・産後休暇により月の初日から末日まで1日も通勤していないにもかかわらず同手当を支給したため、56,400円の過払いとなっていた。(北部保健所)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超えた部分に適用される割増された支給割合を、60時間分を含む全ての時間に適用したため、61,574円の過払いとなっていた。

(中部保健所)

(2) 講じた措置の内容

通勤手当及び時間外勤務手当の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入について、資金前渡の精算が行われておらず、必要な領収書も保管されていなかった。

(衛生環境研究所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

中部保健所・中部福祉事務所棟非常放送設備取替工事(執行予定額2,275,560円)及び中部保健所・中部福祉事務所棟1階執務室空調機修繕(執行予定額2,484,000円)について、予定価格調書を作成しなければならないが、作成していなかった。(中部保健所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【農林水産部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	388,774,507円	84.7%	△5.9%	
違約金及び延納利息	78,797,776円	98.9%	△0.0%	(農政経済課)
イ 林業・木材産業改善資金				
貸付金元利収入	29,890,666円	64.7%	△24.6%	
違約金及び延納利息	238,528円	100.0%	0.0%	(森林管理課)
ウ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	45,793,269円	70.3%	△4.9%	
違約金及び延納利息	639,923円	29.8%	△24.4%	(水産課)

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入等について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行い、分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成30年3月31日時点で49,978,000円を回収した。

イ 林業・木材産業改善資金貸付金元利収入等について、滞納者に対して分割償還を促すとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成30年3月31日時点で2,810,731円を回収した。

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入等について、滞納者に対して分割償還等の指導や督促を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、平成30年3月31日時点で2,900,298円を回収した。

2 旅費が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

旅費が過払いになっていたものが次のとおりあった。

ア 宿泊料について、公務上の必要又はやむを得ない事情による場合に該当しないにもかかわらず、

増額調整をしたため、2名分34,500円が過払いとなっていた。(南部農林土木事務所)
イ 宿泊料について、公務上の必要又はやむを得ない事情による場合に該当しないにもかかわらず、増額調整をしたため、2名分36,600円が過払いとなっていた。

(八重山農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた措置の内容

旅費の過払いについて、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号)等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 資金前渡による支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

資金前渡による支出事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 安全運転管理者講習会の受講料(4,500円)について、資金前渡での支出手続を行っていたが、職員が資金を受領せずに、私費で立替払いを行っていた。(中部農業改良普及センター)

イ クレーン特別教育講習会の受講料(13,645円)について、職員が受講料を私費で立替払いした後、資金前渡での支出手続を行い、資金を受領していた。

(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ブラキアリアグラス新品種育成及び有望性の評価委託業務(執行予定額9,331,000円)について、予定価格調書が開封されていなかった。また、見積書の金額が執行予定額を上回っているにもかかわらず、再度見積書を徴取することなく、執行予定額で契約を締結していた。(畜産研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 自家発電機保安管理委託契約(執行予定額110,160円)について、予算執行伺前の参考見積書により契約業者を選定していた。(北部農林水産振興センター家畜保健衛生課)

イ 家畜飼料の単価契約(執行予定額7,054,659円)及び肉質分析用振とう機の購入(執行予定額206,820円)について、予算執行伺前の参考見積書をもって契約を締結していた。

(畜産研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一業者に対し、見積書が省略できる3万円以下や相見積書が省略できる10万円以下に分割して発注しているものが散見された。

(栽培漁業センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して購入を行うなど、経済的な予算執行に努めている。

7 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手の購入(32,650円)について、必要な検査調書が作成されていなかった。

(宮古農林水産振興センター農業改良普及課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

財産の管理が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 土地の売却について、公有財産台帳への登録がなされていなかった。 (農地農村整備課)

イ 備品を取得した際は備品台帳に登録しなければならないが、管理機一式(747,000円)について、登録していなかった。 (農業大学校)

(2) 講じた措置の内容

ア 公有財産登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

イ 備品登録を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な財産管理に努めている。

9 公用車の利活用が図られていなかったもの

(1) 指摘の内容

2年以上利用されていない公用車があった。 (海洋深層水研究所)

(2) 講じた措置の内容

当該公用車について廃車手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

10 公用車の亡失損傷報告書を提出していなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車を損傷したときは、亡失損傷報告書を知事へ提出する必要があるが、提出していなかった。 (宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた措置の内容

亡失損傷報告書を提出した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

11 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練や、消防用設備の機器点検等が実施されていなかった。 (畜産研究センター)

(2) 講じた措置の内容

防災訓練を実施し、消防用設備の機器点検を行った。指摘後、消防法等に基づき、適正な防火管理に努めている。

【商工労働部】

1 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する 収入未済額の割合	収入未済額の 対前年度増加率
ア 小規模企業者等設備導入資金			
貸付金元利収入	3,675,725,253円	89.9%	△3.7%
違約金及び延納利息	50,715,275円	100.0%	0.0% (中小企業支援課)
イ 賃貸工場施設使用料	33,812,326円	9.2%	6.1% (企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区			
使用料	5,111,419円	1.4%	8.7%
損害金等諸収入	51,241,033円	33.6%	0.0% (企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入等について、平成28年度に改訂した債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)に基づき、貸付先の実態に対応した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、平成30年3月31日時点で元利及び違約金収入313,491,159円を回収した。

イ 賃貸工場施設使用料等について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者の情報を収集、督促を行い、債権回収に向けた取組を行うとともに、入居企業の経営状況を把握する等、新たな未収金の発生防止に努めている。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区使用料等について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者の情報を収集、督促を行い、債権回収に向けた取組を

行うとともに、入居企業の経営状況を把握する等、新たな未収金の発生防止に努めている。

2 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

金型技術研究センターの機械保険について、予算執行伺前の参考見積書により契約業者を選定していた。(工業技術センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【文化観光スポーツ部】

1 県の歳入歳出予算として会計処理がなされていなかったもの

(1) 指摘の内容

研究者として職員個人が外部機関から交付を受けた科学研究費補助金等のうち、間接経費（18件2,847,000円）については、県の歳入歳出予算として処理しなければならないが、これをせず別途専用銀行口座で管理し、当該口座から支出を行うなどの不適切な会計処理を行っていた。(芸術大学)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、地方自治法等に基づき、平成30年度から当該間接経費を県の歳入歳出予算として計上した。

2 支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

教育旅行推進強化事業の委託費について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）により定められた支払期限を過ぎて支払っていた。(観光振興課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため288,660円の不足払いとなっていた。(観光政策課)

イ 時間外勤務命令を勤務管理システム以外でも行う等の不適正な事務処理が行われており、時間外勤務手当の支給に当たって、職員13名について合計114,578円の過払い及び251,657円の不足払いとなっていた。(文化振興課)

ウ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務の時間数を給与システムへ二重に入力したことにより、職員Aについては、67,252円、職員Bについては、41,578円、職員Cについては、48,011円の過払いとなっていた。(空手振興課)

エ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務の時間数の算定を誤ったため、34,776円の不足払いとなっていた。(博物館・美術館)

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当の不足払い及び過払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

【土木建築部】

1 納入期限までに収入されていなかったもの

(1) 指摘の内容

港湾区域占用料3,969,540円が、納入期限までに収入されていなかった。(中部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

債務者へ督促し、全額徴収した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

2 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

収入未済額が多額となっているものが次のとおりあった。

事 項	収入未済額	調定額に対する	収入未済額の

		収入未済額の割合	対前年度増加率	
ア	県営住宅使用料	728,498,551円	12.9%	2.2% (住宅課)
イ	県営住宅駐車場使用料	33,801,343円	10.1%	△7.6% (住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、現入居者及び退去者への滞納家賃督促、催告及び納付誓約の遵守など現行の取組を強化するとともに、生活困窮等により納付困難に陥っている入居世帯に対しては、家賃減免制度や生活困窮者自立支援等福祉施策制度の周知及び普及啓発を図り、世帯状況に応じた納付指導等の実施により、新たな未収金の発生防止に努めている。また、過年度分の家賃滞納のうち、退去滞納者に係る回収困難な債権について、債権回収会社への業務委託を引き続き行うとともに、弁護士による退去滞納者の所在・財産等を把握する取組を実施しており、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、指定管理者を通じた督促の強化、長期滞納者に対する事情聴取の実施等により、入居者全体の納付意識の向上に努めている。また、過年度分の駐車場使用料滞納のうち、退去滞納者に係る回収困難な債権について、債権回収会社への業務委託を引き続き行うとともに、弁護士による退去滞納者の所在・財産等を把握する取組を実施しており、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

3 給与が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため45,176円の不足払いとなっていた。(河川課)

イ 時間外勤務手当の支給に当たって、月60時間を超える時間外勤務に係る支給率の誤り等により72,730円の不足払いとなっていた。(宮古土木事務所)

ウ 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため職員27名について合計1,148,390円の不足払いとなっていた。

また、特殊勤務手当の支給を受ける職員が時間外勤務手当の支給を受ける勤務を行った際に、時間外勤務手当等特例実績簿が作成されず、加算額(6名分31,375円)が支給されていなかった。

(八重山土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当の不足払いについて、支給の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

リース期間満了後の車両の買取りについて、手続の遅れから過年度支出となっていた。また、請求書の受理後に予算執行何かがなされるなど、支出事務が適正でなかった。(下地島空港管理事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

国土交通省指定統計調査票回収に要する切手について、切手受払簿での管理がなされていなかった。

(技術・建設業課)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、切手の受払簿を作成し、沖縄県財務規則等に基づき、適正な切手の管理に努めている。

【企業局】

1 支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

早収期限を過ぎて電気料金を支払ったため、遅収加算額(6,935円)が生じ、不経済な支出となっているものがあった。

(久志浄水管理事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、適正な事務処理に努めている。

【病院事業局】

1 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

平成28年度末における医業未収金（個人負担分）は1,858,968,255円となっており、前年度末より7,1,623,155円（3.7%）減少したが、多額となっていた。（県立病院課及び各県立病院）

(2) 講じた措置の内容

未収金の発生防止対策として、窓口での保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の説明と活用促進などに取り組んでいる。未収金の回収強化については、北部病院に引き続き、新たに中部病院及び宮古病院において、弁護士事務所へ回収業務を委託した。

2 支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

本館5階西病棟HCU改修工事について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により定められた支払期限を過ぎて支払っていた。（中部病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等に基づき、適正な事務処理に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 住居手当の支給に当たって、賃貸借契約書等の提出がないにもかかわらず認定し手当を支給しており、確認したところ家賃額に共益費が含まれていたため、9,000円の過払いとなっていた。

（県立病院課）

イ 通勤手当の支給に当たって、回数券の廃止により支給額を変更すべきところをそのまま支給したため200,991円の不足払いとなっていた。（北部病院）

ウ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、79,217円の過払いとなっていた。（北部病院）

エ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、204,095円の過払いとなっていた。（中部病院）

オ 管理職手当の支給に当たって、適用する職区分を誤ったため66,000円の不足払いとなっていた。

（中部病院）

カ 勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、職員Aについて31,724円、職員Bについて131,290円の過払いとなっていた。（宮古病院）

キ 管理職手当及び地域手当の支給に当たって、病気休暇により月の全日数勤務しなかったにもかかわらず同手当を支給したため、229,912円の過払いとなっていた。（八重山病院）

ク 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇取得による除算期間の算定を誤ったため、35,938円の不足払いとなっていた。（精和病院）

ケ 通勤手当の支給に当たって、適用する運賃や減額改定の際の返納額を誤ったため108,920円の不足払いとなっていた。（精和病院）

(2) 講じた措置の内容

通勤手当、管理職手当及び勤勉手当の不足払い並びに住居手当、勤勉手当、管理職手当及び地域手当の過払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予定価格に係る事務が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 昇降機保守業務（執行予定額1,772,928円）について、契約に必要な予定価格調書を作成していなかった。（中部病院）

イ システム生物顕微鏡の購入契約（1,458,000円）について、予算執行何で決裁を受けた執行予定額を超える金額で予定価格調書を作成していた。

また、予算執行何前の参考見積書をもって契約を締結していた。（宮古病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

北辰寮（201～212号室）エアコン取付工事（執行予定額1,611,360円）及び北辰寮（213～222号室）エアコン取付工事（執行予定額1,628,640円）について、一括して競争入札に付すことが可能であるにも関わらず、同一業者と別々に随意契約を行っていた。（中部病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、可能なものについては一括して入札を行うなど、経済的な予算執行に努めている。

6 契約書の内容が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

物品の購入契約等において、納入後の支払時期を、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた最長期間を超えて定めている契約が複数あった。（北部病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、政府契約の支払遅延防止等に関する法律等に基づき、適正な事務処理に努めている。

7 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

履行確認が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 救急・重症系部門システム調達契約（173,985,200円）ほか複数の契約において、必要な検査調書が作成されていなかった。（中部病院）

イ 長期継続契約である業務用自動車賃貸借契約（総額4,633,299円）において、必要な検査調書が作成されていなかった。（南部医療センター・子ども医療センター）

ウ 既設コンテナ倉庫（東側）基礎工事（1,101,600円）について、工事の完了が契約書の期限より1か月半遅れていたが、契約書に基づく違約金を徴収していなかった。（宮古病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

財産の管理が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア 購入した機器備品9件について、物品整理票が貼られておらず、うち血液ガス分析機については、備品台帳と内容が異なっていた。（北部病院）

イ 購入した機器備品20件について、物品整理票が貼られていなかった。（中部病院）

(2) 講じた措置の内容

備品台帳と購入した備品を照合し、物品整理票の貼付等を行った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づき、適正な財産管理に努めている。

【教育庁】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

教員普通免許状授与手数料等の証紙収納事務において、申請者から提出された5件の申請書等を紛失したため、申請者が保管していた申請書のコピー又は証紙を貼付していない申請書を再提出させ、それらによって免許状を発行し、当該手数料分を証紙収入に計上していた。（学校人事課）

(2) 講じた措置の内容

指摘後、証紙収納事務を適正に行うとともに、申請書等の收受管理を徹底し、適正な免許状の発行手続に努めている。

2 支払が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

校舎等保安警備委託料及び遮光カーテン購入費の支払が3か月以上遅延していた。

(那覇西高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な予算執行に努めている。

3 給与が過不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査及び確認が十分でなく、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

ア 時間外勤務手当の支給に当たって、勤務実績の一部が反映されていなかったため39,752円の不足払いとなっていた。(義務教育課)

イ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、45,658円の不足払いとなっていた。(中頭教育事務所)

ウ 勤勉手当の支給に当たって、病気休暇期間が週休日等を除き30日以内であるにもかかわらず在職期間から除算して算定したため、53,390円の不足払いとなっていた。(島尻教育事務所)

エ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当、期末手当、へき地手当及び時間外勤務手当の合計で424,784円の過払いとなっていた。(宮古教育事務所)

オ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を支給したため、扶養手当及び期末手当の合計で272,675円の過払いとなっていた。(中部農林高等学校)

カ 扶養手当の支給に当たって、被扶養者である配偶者の所得が年額130万円以上となり、同手当を返納していたが、支給要件を欠いた時点の確認が十分でなかったため、138,644円の過払いとなっていた。(那覇西高等学校)

キ 期末手当の支給に当たって、育児休業による除算期間の算定を誤ったため、73,371円の過払いとなっていた。(知念高等学校)

ク 単身赴任手当の支給に当たって、支給開始月を誤ったため、138,000円の過払いとなっていた。(久米島高等学校)

ケ 住居手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の支給に当たって、支給開始日を誤ったため、住居手当で27,000円の過払い、特勤勤務手当に準ずる手当で7,814円の過払いとなっていた。

(八重山商工高等学校)

(2) 講じた措置の内容

時間外勤務手当及び勤勉手当の不足払い並びに扶養手当、期末手当、へき地手当、時間外勤務手当、単身赴任手当、住居手当及び特勤勤務手当に準ずる手当の過払いについて、支給又は返納の処理を行った。指摘後、手当の支給について、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき、適正な事務処理に努めている。

4 契約方法について改善を要するもの

(1) 指摘の内容

契約方法について改善を要するものが次のとおりあった。

ア 実習用消耗品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者から工具用部品(82,274円)とフライス加工6面体(37,584円)を分割して購入していた。

(総合教育センター)

イ CDラジオ10台の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、8台分(99,360円)と2台分(24,840円)に分割して購入していた。

(コザ高等学校)

ウ 備品の購入に当たって、一括購入が可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者から冷蔵庫(74,736円)と冷凍庫及びブルーレイディスクレコーダー(71,496円)を分割して購入していた。

(知念高等学校)

エ 屋内運動場屋根防水工事(執行予定額1,803,600円)及び武道場屋根防水工事(執行予定額1,393,200円)について、一括して競争入札に付すことが可能であるにもかかわらず、同一日に同一業者と別々に随意契約を締結していた。

(八重山農林高等学校)

オ AED(自動体外式除細動器)賃貸借に係る長期継続契約(執行予定額907,200円)において、

沖縄県財務規則第137条の2第3号に定める随意契約によることができる額を超えているにもかかわらず、同条項を根拠に随意契約を締結していた。

また、予定価格は契約期間の総額で算出する必要があるが、単年度の予算令達額を予定価格として見積比較を行っていた。(八重山農林高等学校)

(2) 講じた措置の内容

アからエまで 指摘後、可能なものについては一括して入札等を行うなど、経済的な予算執行に努めている。

オ 指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

5 契約書の内容が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

舎食調理業務等委託において、履行場所の変更及び委託料減額のため契約を変更しているが、変更した契約書において契約期間と委託料の額が一致しない等の不備があった。(八重山商工高等学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

6 履行確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

履行確認が適正でなかったものが次のとおりあった。

ア キーボックスの購入(344,400円)に当たって、検査調書の契約年月日及び納入者住所氏名に誤りがあった。

また、支出の証拠書類として必要な納品書が添付されていなかった。(向陽高等学校)

イ ティンパニの購入(1,976,400円)に当たって、必要な検査調書を作成していなかった。

(知念高等学校)

ウ 需用費、役務費等の支出において、請求書の余白に検査済みであることを示す検査年月日及び検査員の記名・押印が無いものが複数あった。(名護特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、チェック体制の強化等を図り、沖縄県財務規則等に基づき、適正な予算執行に努めている。

7 切手の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

切手及びレターパックの受払簿において、平成27年度末の繰越枚数と平成28年度当初の繰入枚数が一致していなかった。(名護特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

過年度の受払簿について、使用枚数を確認し、記入漏れ等を訂正した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

8 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

寄宿舎について消防計画が作成されておらず、消防訓練、消防設備・機械の点検等が実施されていなかった。(沖縄水産高等学校)

(2) 講じた措置の内容

寄宿舎の消火、通報及び避難訓練に関する事項を消防計画に記載し、消防設備点検及び消防訓練を行った。指摘後、消防法等に基づき、適正な防火管理に努めている。

【警察本部】

1 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公用車の修繕(352,414円)について、契約書の作成又は請書の提出が必要であるが、いずれの手続もされていなかった。(沖縄警察署)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、沖縄県財務規則等に基づき、適正な事務処理に努めている。

<工事等に関する事項>

(平成28年度監査結果報告分)

1 特記仕様書について

(1) 指摘の内容

特記仕様書は、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める重要な図書である。

この特記仕様書については、各部局とも標準的なひな型に合わせて作成しているが、対象工事に必要のない内容まで記載されていたり、対象工事に必要な施工条件が明示されていなかったりといったことが見受けられた。

これについてはこれまで繰り返し指摘してきたところであり、土木建築部及び農林水産部においては部局主管課から部内各機関に対し改善に向けての通知が発出されている。

しかしながら、今回の監査においても改善が見られない状況であったことから、特記事項の適否を常に点検し、当該工事に適合した特記仕様書となるよう今後はなお一層徹底していただきたい。

(土木建築部 農林水産部 企業局 共通事項)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、特記事項の適否を常に点検するよう、文書や研修等で関係職員への周知を徹底した。また、工事ごとに適合した特記仕様書となるようひな型の見直しや、チェックリストを作成し、発注関係事務の適切な実施に努めている。

2 計画・設計で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

安謝川ボックスカルバート工事において、当該工事はボックスカルバート設置のほか、仮設栈橋、呑口擁壁等多くの工種が含まれており、当初の2か年工期ではかなり厳しい工程となり、1年の繰越を行ったがしゅん工できなかった。

本工事のような複雑かつ多岐にわたる工事においては、工程計画を設計段階から詳細に検討する必要があると思われる。今後、当該工事のような複雑多岐にわたる工事においては、工事前に工程計画を十分検討しておく必要がある。

(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、複雑かつ多岐にわたる工事においては、事前に技術上の課題・問題点の抽出、対策の検討を実施し、工程計画を十分検討していくこととした。

3 計画・設計及び工事監理で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

水産海洋技術センター取水管復旧工事において、工事発注後の台風による被災後の設計変更時点で、工法変更にあたっての十分な技術調査と検討がなされなかったことや、地質調査の不備などにより工期の大幅な延長となっていた。

今後、設計変更時の工法変更にあたっては、事前に十分な調査・検討を行って頂きたい。

(南部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

工法変更にあたっては、事前に十分な調査・検討を行うよう努めている。

特に新工法の導入にあたっては、発注者、専門家を交え十分な調査検討を行うこととした。

4 安全衛生管理体制で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

安全衛生管理体制で改善を要するものが次のとおりみられた。今後は法令等に従い適切に対応されたい。

ア 沖縄空手会館新築工事（武道館・建築）及び沖縄県衛生環境研究所新築工事（C棟・建築1工区）において、建築工事及び設備工事が分離発注されているが、発注者が統括安全衛生管理義務者の指名を行っていなかった。

(施設建築課)

イ 喜屋武第3地区畑地かんがい施設工事（27-2）において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第30条に定める協議組織を設置しておらず、協議会も開催されていなかった。

(南部農林土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘後、関係職員へ労働安全衛生法の周知を徹底し、同法に基づく安全衛生管理に努めるよう指導

し、現場の安全確保に努めている。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成28年度財政的援助団体等監査結果報告分)

1 会計事務等に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 会計事務の改善を要するもの

- (ア) 一般財団法人沖縄県セルフセンターでは、平成28年度障害者工賃向上支援事業の委託契約（3,525,000円）において、決裁を経ることなく、契約を締結していた。（子ども生活福祉部）
- (イ) 公益財団法人おきなわ女性財団では、旅費の執行に当たって、事務局長決裁により規程とは異なる支給基準を設け支出していた。（子ども生活福祉部）
- (ウ) 一般財団法人沖縄県水産公社では、扶養手当の支給に当たって、子が満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った後も同手当を支給したため、扶養手当及び期末手当の合計で167,899円の過払いとなっていた。（農林水産部所管）
- (エ) 沖縄県土地開発公社では、手当の認定手続に当たって、支給要件の調査や確認が不十分であったり、決裁を経ることなく手当を支給するなど、不適正な事務処理となっていた。（土木建築部所管）
- (オ) 一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティビューローでは、支出手続における書類の不備、関係規程に基づかない支出事務、規程にない職員による立替払いや規定の額を超える現金の保管、現金残高と帳簿の不一致など、著しく不適切な会計処理が多数みられた。
また、決算書の作成において、書類が整備されていないものがあつた。（警察本部所管）

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅家賃等の事業未収金が、108,203,666円と多額になっていた。（土木建築部所管）

(2) 講じた改善措置の内容

ア 会計事務の改善を要するもの

- (ア) 一般財団法人沖縄県セルフセンターに対し、契約事務に関して会計規程に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。
- (イ) 公益財団法人おきなわ女性財団に対し、関係規程の改正等適切に対応するよう指導した。同団体では、理事会の議決を経て「公益財団法人おきなわ女性財団の評議員、非常勤役員、外部委員及び講師等の報償費並びに費用弁償に関する規程」を改正し、同規程に基づく旅費の支出を行っている。
- (ウ) 一般財団法人沖縄県水産公社に対し給与規程に基づき適正に処理するよう指導した。同団体では、手当の過払いについては平成29年10月と11月に返納の処理を行った。また、関係規程を再度確認し再発防止に努めている。
- (エ) 沖縄県土地開発公社に対し、手当の認定に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理を行うよう指導した。同団体では、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めている。
- (オ) 一般財団法人沖縄マリレジャーセイフティビューローに対し、内部統制体制の見直しを行うこと及び会計処理規程の周知徹底を図ることを指導した。同団体では、規程を改正しチェック体制の強化を図るとともに、税理士事務所との契約による定期的な会計処理指導及び相談等を通じて適切な会計処理に努めている。

イ 徴収に努力を要するもの

沖縄県住宅供給公社に対し、未収金縮減に向けた対応及び体制強化を図るよう指導した。同団体では、所在不明の退去滞納者が多いことに鑑み、弁護士委託による所在調査を行い、未収金回収に法的措置を含めて強力に取り組むとともに、回収困難な債権については、欠損金として処理を行うこととしている。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 社会福祉法人美原福祉会（沖縄県立石嶺児童園）では、平成28年度中に購入したエアコン（取得金額合計530,690円）をはじめ、物品整理票を貼付していない物品が多数あつた。

(子ども生活福祉部所管)

イ 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（沖縄県男女共同参画センター）では、基本協定書第22条の規定により県から貸与されている物品について、県及び指定管理団体において、現物が確認されていなかった。

また、平成28年度中に購入したパソコン（取得金額合計548,640円）について、物品管理票を貼付していなかった。

(子ども生活福祉部所管)

ウ 美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体（宜野湾港マリーナ）では、基本協定書第27条に基づく年度事業計画書を作成していなかった。

また、清掃業務委託について、日報などの業務の履行状況の確認ができる書類が整備されていなかった。

(土木建築部所管)

エ 株式会社クリード沖縄（西原・与那原マリパーク）では、基本協定書第29条に基づく業務日誌を作成していなかった。

また、県から貸与を受けているコインロッカー（864,000円）について、基本協定書第27条に基づく台帳が整備されていなかった。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の内容

ア 社会福祉法人美原福祉会（沖縄県立石嶺児童園）に対し、基本協定書に基づき備品等の管理を適正に行うよう指導した。同団体では、物品整理票の貼付を行い適正な物品の管理に努めている。

イ 沖縄県男女共同参画センター管理運営団体（沖縄県男女共同参画センター）に対し、基本協定書に基づき適正に管理するよう指導した。同団体では、現物を確認し物品整理票の貼付を行い適正な物品の管理に努めている。

ウ 美ら島・宜野湾港マリーナ管理運営共同企業体（宜野湾港マリーナ）に対し、基本協定書を遵守するよう指導した。同団体では、年度別事業計画書を提出し、清掃業務や日報等の指定管理業務の履行状況が確認できる書面を整備し、基本協定書の遵守に努めている。

エ 株式会社クリード沖縄（西原・与那原マリーナ）に対し、基本協定書を遵守するよう指導した。

同団体では、施設ごとの業務日報を作成、貸与台帳を整備し、基本協定書の遵守に努めている。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(平成22年度監査結果報告分)

1 滞納整理票の未作成について

(1) 指摘の内容

沖縄県財務規則第50条第1項の規定により、滞納整理票の作成を定めているにもかかわらず、滞納整理票を作成していないものが次のとおりとなっていた。

債権管理を適切に実行するためには、滞納者の状況を把握し、その内容を滞納整理票に記録する必要がある。

債権名	所管機関名
心身障害者扶養共済事業費負担金	障害福祉課

(2) 講じた改善措置の内容

平成29年度において、全滞納者について滞納整理票の作成が完了した。今後は、沖縄県財務規則に基づき、適正な債権管理に努める。

(平成26年度行政監査結果報告分)

1 重要備品の遊休化

(1) 指摘の内容

利用記録簿がなく、全く利用されていない重要備品は、次のとおりである。

新機種の導入、老朽化、事業終了により利用されなくなったものは、再利用や処分について検討を行い、適切な管理に努めていただきたい。

試験・実験委託事業が終了したため利用されていない機関

商工労働部 産業政策課 2件

(2) 講じた措置の内容

該当する重要備品については、過去に実施した産学官共同研究推進事業において委託先で購入したものであり、当該事業の管理法人から譲渡申請があった2件について譲渡を完了した。

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成30年6月22日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームゆがふ苑	那覇市山下町5番30号	平成30年6月8日

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号